

# 裁 決 書

審査請求人

[Redacted]

同代理人

大分市東大道 3-2-6

福間 健治

大分市明礮 3組の1

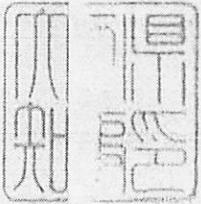
藤澤 架住

大分市東八幡 3丁目 4組

平尾 広喜

処 分 庁

[Redacted]



上記審査請求人から平成27年2月9日付けで提起のあった生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第78条の規定に基づく徴収金の決定処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件処分については、これを取り消す。

理 由

第1 審査請求の趣旨及び審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

審査請求人（以下「請求人」という。）は、処分庁が平成26年12月17日付けで行った本件処分について不服があるとし、その取り消しを求めて本件審査請求を提起したものである。

## 2 請求人の主張

審査請求書、反論書及び再反論書によると、請求人は概ね次の理由から本件処分が法第78条に該当しないことは明白であり、取り消されなければならないと主張する。

- (1) 請求人の家族構成は、審査請求人と請求人の妻（以下「妻」という。）の2人世帯であるが、請求人が身体障害者手帳3級を、妻が同1級をそれぞれ所持する重度障害者世帯である。そのため、平成20年4月から処分庁も通院のため自動車保有を認めている。
- (2) これまで使用していた自動車は22万キロを走行しており、修理しても先々の保証がなく、維持費等も多くかかると自動車会社から言われたため、平成24年11月、担当ケースワーカーに次の車検（平成26年10月）までの買い換えとその費用を相談していた。
- (3) 自立更生計画を提出し検討中に、担当ケースワーカーに相談せず新車を購入したことは妥当ではなく誤りであったが、これは、                    年      月      日に年金受給者である請求人の長女（以下、「長女」という。）が請求人世帯から転出し、保護から脱却したとの考えがあったこと及び遡及年金に対する理解が不十分であったことによる。
- (4) 年金の遡及が決定しても本人が年金を受給する日時に多少のずれがあるのは当然であり、この日時が一致しないからといって「虚偽の申請」とするのは不当である。
- (5) 処分庁は平成24年から長女の障害者年金の申請を指導援助しており、処分庁に対して請求人や長女が受給した年金を隠すことはあり得ない。
- (6) 年金を遡及受給した請求人の長女は、                    にあり、処分庁が行った遡及年金の返還に係る指導指示について理解と納得ができなかったことから申告が遅れ、遡及された年金は自分のもので自由に使えるものと思込み、通院に必要な車の購入や自立のために司法書士の資格を取るための費用に充当したもので不実の申請や不正な手段を働く考えは全くなかった。

## 第2 処分庁の弁明の趣旨及び主張

### 1 処分庁の弁明の趣旨

「本件審査請求を棄却する。」との裁決を求める。

### 2 処分庁の主張

- (1) 平成20年5月13日以降、通院のため自動車保有を法令の範囲内で認めている。

- (2) 「これまで使用していた自動車について、担当ケースワーカーに次の車検までの買い換えとその費用を相談していた。」との請求人の主張については、その相談内容が審査請求書で明らかにされていないため確認できない。
- (3) 長女が自動車の更新契約を行ったことが発覚したのは、平成26年9月11日の面接時であり、長女は、同月25日に処分庁の指導に従い、一旦この契約を解約している。処分庁は同日、長女から提出された自立更生計画書を受領し、同年10月14日に連絡表で自動車の修理費、車検代については自立更生のための用途に供される費用と認められるが、自動車の更新は認められないと一貫して説明している。
- (4) 同年10月31日、処分庁は請求人や長女と面接し、「遡及年金は、長女が保護受給期間中のものであり、世帯の収入として扱い、長女転出後も世帯に費用返還義務が生じる。」旨の説明を改めて行っている。
- (5) よって、請求人が遡及年金を用いて自動車の更新を行ったことは遡及年金に対する理解が不十分であったとは認められない。
- (6) 処分庁は、長女から年金申請手続を行った平成26年2月以降、年金返還の必要性を請求人及び長女に説明し、入金後は速やかに申告するよう指導していた。
- (7) 請求人及び長女は同年8月22日、担当ケースワーカーの確認に対し未だ入金されていないと虚偽の報告をした。
- (8) 同年9月11日、担当ケースワーカーが請求人及び長女の下承の得て預金通帳の確認を行ったところ、同年8月15日に遡及年金が5,709,816円振り込まれており、翌16日から少なくとも11回の出金が行われ、2,763,860円が費消されていた。
- (9) よって、請求人が遡及年金の振り込みを知っていたことは明白であり、返還義務を意識していたにもかかわらず、故意に申告を怠り費消を続けたことは明らかである。
- (10) 以上のことから、請求人が遡及年金を用いて自動車の更新を行ったのは誤りではなく故意であり、費用返還の意思がないと判断したことから、法第78条の適用は妥当である。

## 第3 審査庁の認定事実及び判断

### 1 認定事実

- (1) 請求人の世帯は、                    年      月      日から、請求人、妻、請求人の長男（以下、「長男」という。）及び長女の4人世帯で生活保護

開始となった。

- (2) 年 月 日付けで長男が世帯分離となったが、その後、年 月 日付けで再び世帯編入され4人世帯となった。
- (3) 年 月 日付けで長男が再び世帯分離となり、年 月 日に長女が転出廃止となったため、それ以降は請求人と妻との2人世帯である。
- (4) 処分庁は、重度障害者世帯である請求人世帯について、平成20年5月から通院用の自動車保有を認めていた。
- (5) 平成26年2月3日、処分庁は、長女から障害年金の申請手続きを行ったこと、認められれば遡及分として約400万円支給される可能性があるとの報告を受けた。あわせて、処分庁に対し、年金が支給されたら、車の購入や司法書士の学校に行く費用に使いたいと話している。処分庁は、支給決定通知書が到着したらすぐに報告するよう指示した。
- (6) 同年3月27日及び4月14日の訪問面接の際、処分庁は、年金支給決定の有無を長女に確認したが、通知は来ていないとの回答を得た。
- (7) 同年8月22日の訪問面接の際、処分庁は、長女から障害年金の支給決定があったこと、支給開始年月及び年金額等の報告を受けた。あわせて、処分庁に対し、年金が支給されたら遡及分を元手に「新車の福祉車両」を講入したいと話している。
- (8) 平成27年1月14日付けのケース記録によれば、平成26年8月22日の訪問面接の際、長女は処分庁に対し、遡及年金はまだ支給されていないと回答している。
- (9) 平成26年9月11日の訪問面接の際、処分庁は、長女から既に年金の遡及分が支給されたとの報告を受けたため、長女の通帳を確認し、同年8月15日付けで年金の遡及分を含む5,709,816円が振り込まれていることを確認した。また、あわせて長女から、既に自動車の購入契約を行ったこと、費用は2,340,000円であること、納骨堂加入金として450,000円、長女の一人暮らしを見越したテレビと冷蔵庫の購入費用として140,000円程度それぞれ支払ったこと、兄の車の買い換えに500,000円ほど援助するつもりであるとの報告を受けた。
- (10) 処分庁から提出された長女の通帳の写しによると、年金が振り込まれた同年8月15日の翌16日に40,000円が引き出され、以後同月18日に30,000円、同月21日に50,000円、同月23日に20,000円、同月26日に10,000円、同月27日に200,000円がカードにより引き出され、同月29日には2,350,000円が引き出されている。

- (11) 同年9月25日、処分庁は、長女から遡及年金受給に係る自立更生計画の提出を受け、同年10月6日に自立更生費として認められる項目の協議検討を行い、同月14日、自立更生費として認められる可能性のある項目を記載した連絡表を、請求人宅の新聞受けに投函した。なお、長女は、自立更生計画書を提出した日に自動車及び納骨堂の契約を解除した。
- (12) 同年9月26日、長女が から転出した。
- (13) 同年10月8日、処分庁は、長女から郵送されてきた生活保護の辞退職を受領し、 外に転出した翌日の同年9月27日付けで生活保護を廃止した。
- (14) 処分庁は、同年10月29日に請求人に対し、また、同月31日には請求人、妻及び長女に対し、さらに、同年11月7日には請求人に対し、遡及年金を用いての自動車の更新は認められないこと、返還義務は長女個人ではなく世帯に生じることを説明した。なお、同年10月29日のケース記録には、処分庁が請求人に対して、返還が「63条による返還命令」である旨言及した記載がある。
- (15) 同年11月25日、処分庁は、長女が新車と思われる自動車を運転していることを確認した。請求人に確認したところ、長女の遡及年金により請求人名義で自動車を購入したことを認めた。
- (16) 同年12月11日、処分庁は、長男との協議結果を踏まえ、費用返還の意思がないと判断した。
- (17) 同月17日、処分庁は、請求人に対し本件処分を行った。

## 2 判断

- (1) 被保護者に対して年金が遡及して支給された場合の取扱いについては、「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて(平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)」に示されている。  
同通知によれば、遡及して受給した年金収入については、原則としてその全額が法第63条に基づく返還の対象となるが、当該被保護者の属する世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討した上で認めることができる。
- (2) 次に、年金を受給したにもかかわらず保護の実施機関に申告しなかった場合の取扱いについては、「生活保護手帳別冊問答集 2015」の間13-21に例示されている。  
つまり、年金受給から発覚までの保護費については法第78条を適用し、年金受給権が発生した日から年金受給までの保護費については法第63条を適用することになる。

- (3) 本件処分についてみると、認定事実(8)、(9)、(10)により、長女が年金の振り込みがあったことを知りながら、処分庁に対して遡及年金は支給されていないとする虚偽の申告をしたことは明らかであり、処分庁が上記(2)のように取り扱ったとしても何ら問題はない。
- (4) しかし、実際には認定事実(11)のとおり、年金受給の虚偽申告及び年金の一部費消が発覚した後も、処分庁は請求人に対して法第78条の適用は検討しておらず、法第63条の適用を前提とした自立更生費の協議検討を行っている。その方針がその後も継続していることは、認定事実(14)からも明らかである。
- (5) 処分庁が弁明書の中で、「生活保護法第63条に基づく費用返還義務に応じる意思がないと判断されたことから、生活保護法第78条に基づく徴収金決定処分を行うに至ったもの」と述べているとおり、処分庁は、長女が処分庁の指導に従わず無断で遡及年金を費消し、自動車を購入したことを理由に、返還に応じる意思がないものとして本件処分を決定しているが、法の適用は、あくまで遡及年金の受給が発覚した時点の状況で判断すべきであり、処分庁の判断は、上記(4)のとおり、法第63条を適用するというものであった。
- (6) 認定事実(15)のとおり、遡及年金受給の発覚後に、長女が処分庁に無断で遡及年金を費消し、自動車を購入したことは、処分庁の指導に従わない不適切な行為とは認められるものの、法第78条にいう「不正の申請その他不正な手段による保護の受給」に当たるとは認められない。
- (7) よって、本件処分には瑕疵があり、取り消されるべきであるため、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき、主文のとおり裁決する。

平成28年3月25日

審査庁 大分県知事 広瀬 勝 卓

